

薬生食輸発 1223 第 4 号
令和 2 年 12 月 23 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産乾燥きくらげの取扱いについて

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産乾燥きくらげからサルモネラ属菌が陽性となる事例が複数回確認されたことから、当面の間、中国産乾燥きくらげ（国内の加工施設において確実に加熱加工用として処理がなされるものを除く。）の輸入届出がなされた場合は、輸入の都度、サルモネラ属菌にかかる自主検査を指導するようお願いいたします。

なお、検査の結果、サルモネラ属菌が陽性となった場合は、輸入者に対して、確実に加熱加工用として処理されることが担保されるよう指導するとともに、汚染の原因究明及び改善を行うよう指導をお願いします。また、国内における加熱加工の処理について自治体に対して監視依頼を行うことから、検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡するようお願いいたします。